

運行等管理システム

業務効率化事業（車両動態管理システム）

1. 補助対象システム等

◆以下の①～③の要件を全て満たすもの

①次のものであること

種類	導入形態	機能等
車両動態管理システム	デジタコ機器購入	車両の位置情報を把握できる車載端末を車両に搭載し、取得情報に関して運行中にデータ通信による送受信を行うことにより、車両の運行管理を行うことができるシステムであること。 以下の情報を取得できるデジタコとの連動を必須とする ・ 1 運行の中での瞬間速度、走行距離、走行時間 ・ 時間情報 ・ 車両動態管理に必要となる GPS 位置情報

②事業用自動車による運送において使用するもの

③令和8年4月1日（水）から令和9年2月19日（金）までの間に導入し、かつ補助対象費用の支払いを終えること

補助対象とならないもの（例）

- 中古品の設備
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）で使用するために導入したもの
- 補助対象システム等の要件を満たすものであっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されているもの（申請時等に個別判断）

2. 補助金の額等

- ・導入費（消費税は含まない）に補助率を乗じた額以内、かつ、補助上限の額以内（千円未満切り捨て）

補助対象経費	補助率	補助上限
補助対象システムのデジタコ車載器導入費 （車載器本体＋取付費）	1/4	60 千円／台

補助対象とならない経費（例）

- 月額利用料（システムの利用開始にあたり支払いを要するもの等、導入に係る初期費用を除く）
 - 補助対象システムを構成する必要な設備であっても、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体等の汎用機器
 - 補助対象設備の要件を満たすシステム・設備であっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されているシステム・設備の費用
 - 通信料やプロバイダー利用料等の費用（ソフトウェア・システム利用費に内包されている場合は除く）
 - 消耗品購入費用（SDカード等の事業所用機器に運行データを記録又は伝達するために必須となる装置等は除く）
 - 補助対象経費、補助金の額には消費税の金額は含まない
 - 補助対象事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料
- ※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

3. 申請書類等

○交付申請書兼請求書（様式第1号）、算定基礎資料（様式第2号）及び以下の各補助対象経費資料

- ・見積書、請求書、支払いを証明する書類
システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの
- ・納品書または販売証明書
システム名、設備・費用の内容等の記載があり、補助対象システムの内容が判別できるもの
- ・機能を確認できる資料
カタログ等
- ・設置・利用状態を示す写真
デジタコは設置状況が確認できること
- ・賃貸借契約書
リース契約に限る

4. 申請受付期間

令和8年5月1日から令和9年2月19日

5. 注意事項

- (1) 補助金を受けた補助対象システムのデジタコ車載器は、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で補助対象システムの所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により補助対象システムを使用できなくなり当該システムを処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあっては、リース契約の解約も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分に当たっては、兵ト協へ事前に申請を行うとともに承認を

受ける必要があります。

- (2) 補助対象システムの導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金または小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。
- (3) リースによる導入の場合にあつては、車両のリース契約期間が、財産処分制限期間（5年）以上でなければ補助を受けることはできません。